

# 『「南海トラフ地震臨時情報」発表時における住民の事前避難の検討手引き』の改訂について

## (国) 南海トラフ地震臨時情報防災対応ガイドライン

### (国) ガイドライン概要

- <目的>
- ◆ 臨時情報が発表された際に、地方公共団体等が取るべき防災対応を検討するため、ガイドラインを策定（平成31年3月）
- <改訂経緯>
- ◆ 令和6年8月、日向灘で発生した地震により、初めて臨時情報(巨大地震注意)が発表された。このことを受け、各地で様々な対応・反応があったことを踏まえ、巨大地震注意に関する記載の充実等を図る改訂を実施（令和7年8月）

## (県) 事前避難の検討手引き

### (県) 事前避難の検討手引き概要

- <目的>
- ◆ 国ガイドラインに対する県の考え方をとりまとめ、市町村が国ガイドラインに沿った防災対応の検討をスムーズに進められるよう手引きを策定（令和元年7月）
- <改訂経緯>
- ◆ 令和7年8月に国ガイドラインが改訂されたことを受け、県の手引きについても国の改訂内容を踏まえた見直しを行うこととし、修正案を市町村に照会した上で、手引きを改訂（令和7年12月）

## (国) ガイドライン改訂の概要

## (県) 検討手引き改訂の概要

I 共通編

I 共通編

II 住民編

II 地方公共団体編 **新**

III 企業編

III 事業者編

### ① 各主体が防災対応の検討をしやすくするため、章立てを再構成

- 「共通編」・「住民編」を統合・再編
- 「地方公共団体編」を新設
- 「企業編」を「事業者編」に再編

- 国ガイドラインの章立ての再構成に合わせるよう、**国と同様に章立てを再編**
- 国ガイドラインの各事項ごとの説明（要旨）に対して、**県としての考え方や留意事項等を記載**していく形として、構成を再編

### ② 臨時情報の基本的な考え方を記載

- 臨時情報発表時に、後発の大規模地震が発生するかどうかは**不確実**
- 住民は「**自らの命は自らが守る**」という原則に基づき、行政や事業者等においては「**地域や利用者等の安全確保**」と「**社会経済活動の継続**」との**バランス**を考慮しつつ、自らの行動を**自ら判断することが重要**
- 「**臨時情報が発表された時の対応は、あらかじめ決めておく**」ことが極めて有効 など

- 令和6年8月に臨時情報（巨大地震注意）が発表された際の、**県内の状況（自主避難やイベント開催等）を事例として記載**
- **事前避難対象地域の設定について基本的な考え方を追記**

「高齢者等事前避難対象地域は、「高知県津波避難計画策定指針」による要配慮者の歩行速度や避難開始までに必要な時間等に基づき、後発地震発生後の避難では間に合わないおそれのある地域を検討し、地域の実情に応じて適切に設定する。」

### ③ 臨時情報発表時にとるべき対応の記載を充実

- 臨時情報発表時の防災対応（「特別な備え」と、「日頃からの地震への備え」との違いが分かるよう、**とるべき対応の記載を充実**

<b>新</b> 【特別な備え】	【日頃からの地震への備え】
<ul style="list-style-type: none"> <li>・すぐに避難できる態勢の維持</li> <li>・非常持出品の常時携帯 など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難場所、避難経路の確認</li> <li>・家族との連絡手段の確認 など</li> </ul>

- **国ガイドラインから、「日頃からの地震への備えの再確認や特別な備えのチェックリスト」を参考資料として掲載し、市町村は、住民や事業者に対して同チェックリストを活用して、とるべき行動の確認を促していくことの必要性を記載**
- 国のチェックリストを参考に、臨時情報発表時の**「特別な備え」と「日頃からの地震への備えの再確認」**について、**具体例を記載**

### ④ 平時および臨時情報発表時の周知・広報の留意点について記載

- 国や自治体、報道機関等が連携して、あらゆる手段を用いて、住民や事業者等に対する**日頃からの周知・広報に努めるべき**
- 日頃からの周知・広報を実施する際には、**平時にとるべき行動と臨時情報が発表されたときにとるべき行動の違いを明確にすることを心がける**

- 住民が適切な行動をとれるよう、**臨時情報の発表時を想定した防災訓練を積極的に実施することの必要性を記載**
- 臨時情報への対応強化が第6期南海トラフ地震対策行動計画における重点課題であり、**制度の理解促進のため、県と市町村における啓発の重要性を記載**